

トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) 支給決定通知書

年 月 日

殿

労働局長 印

年 月 日付けで支給申請のあったトライアル雇用助成金(一般トライアルコース)について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

なお、偽りその他不正の行為によってトライアル雇用助成金(一般トライアルコース)の支給を受けた場合は、支給した当該助成金の全部又は一部を返還していただきます。

記

支給決定番号	第 号
支給決定年月日	年 月 日
支給決定金額	円
備考	

(注意事項)

1. 助成金の支給に関して、当労働局長が必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
 2. 本支給決定に係る関係申請書類は、支給決定日から起算して5年間保存しておいてください。
 3. トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断しています。
- ※ 寄附制限の例外に該当しない場合、当該助成金等交付の決定通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）不支給決定通知書

年 月 日

殿

労働局長 印

年 月 日付けで支給申請のあったトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）について、下記の理由により支給しないことに決定したので通知します。

記

不支給決定の理由	
備考	

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)支給決定取消及び返還通知書

年 月 日

殿

労働局長 印

年 月 日付けで貴殿に対し行ったトライアル雇用助成金(一般トライアルコース)の支給決定のうち、下記1の金額については、下記2の理由により取り消したので、下記3の期限までに返還されるよう通知します。

記

1. 返還金額 金 円

2. 理由

()

3. 返還の期限 年 月 日

4. 注意事項

(1) 取消の事由が不正受給の場合は、助成金を受給した日の翌日から起算して返還を終了する日までの期間において年3%の延滞金(法定利息)が付されるとともに、当該返還金額の2割に相当する額が請求されます。

(2) 取消の事由が不正受給にあたる場合は、

① 現在、労働局に対し申請を行っている他の助成金等の認定及び支給決定は行いません。

② 雇用保険法に基づく助成金等を取り扱う関係機関に通知します。これにより、雇用保険法に基づく他の助成金等について一定期間申請できなくなります。

トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) 支給停止決定通知書

年 月 日

殿

労働局長 印

年 月 日付で、不支給決定 (支給決定取消・返還) の通知をしたトライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) について、下記の理由により、本日から5年間、貴殿に対する支給を停止することを決定したので通知します。

なお、雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金についても、同期間支給が行われないこととなりますのでご注意ください。

記

支給停止の理由

--